

県職員の退職後の再就職に関する取扱要領

1 目的

この要領は、職員（教職員および警察職員を除く。）の退職後における再就職に関し、その者の希望により県が再就職先を紹介しようとする場合等の取り扱いについて定めるものとする。

2 趣旨

県が再就職先を紹介する場合は、県行政の公正かつ円滑な運営に資するよう、地方公務員であっても国家公務員の再就職の取り扱いをふまえた紹介を行うと共に、再就職をしようとする者に、元公務員としての規律、規範を求めるものとする。

3 再就職先を紹介する対象者

再就職先を紹介する対象者は、滋賀県職員の定年等に関する条例に基づき退職し、または退職しようとする職員で再就職を希望する者のうち、在職中の知識、経験を生かそうとする意欲および能力を有し、かつ健康である者を対象とする。ただし、再就職先を自己の都合で退職した者については次の就職先は紹介しないものとする。

4 再就職先

- (1) 再就職の紹介は、雇用予定者の要請に応じて行うものとする。
- (2) 県は、再就職先の紹介に際しては、再就職しようとする者の希望を尊重すると共に、その者の知識、経験、適性および資格等を十分に考慮するものとする。
- (3) 県は、再就職先を紹介しようとする場合は、再就職先の勤務条件等を十分把握し、雇用予定者との調整を行うものとする。その際、雇用予定者に対し再就職後における身分、給与等の勤務条件の変更があれば予め報告（県の公社、事業団または県と密接な関係を有するその他の公共的団体（注）にあつては協議）するよう求めておくものとする。
- (4) 県と請負等の利害関係にある営利企業（以下「企業」という。）からの要請による退職職員の再就職先の紹介は行わないものとする。

5 再就職先の紹介を受けずに再就職した者への要請

県は、県の紹介を受けずに企業へ再就職した退職職員に対し、公正な県行政の執行の観点から県民の疑惑を招くおそれのある行動は厳に慎むよう要請を行うものとする。

付 則

この要領は、平成 6 年 11 月 1 日から施行する。

付 則

この要領は、平成 12 年 1 月 5 日から施行する。

付 則

- 1 この要領は、平成 13 年 1 月 10 日から施行し、平成 13 年度に再就職する者に限り適用する。
- 2 この要領の施行日以前に再就職している者については、なお従前の例による。

付 則

- 1 この要領は、平成 13 年 12 月 27 日から施行し、平成 14 年度以降に再就職する者に適用する。
- 2 この要領の施行日以前に再就職している者については、なお従前の例による。

付 則

この要領は、平成 21 年 8 月 28 日から施行する。

付 則

この要領は、平成 24 年 8 月 10 日から施行する。

付 則

この要領は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

(注) その他の公共的団体

- ・ 県の出資している団体
- ・ 法に基づく公共公益法人
- ・ 県が構成員となっている団体
- ・ 国の外郭団体
- ・ その他上記に準ずるもの